毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)

 \bigcirc



警察本部告示

目

次

(◉印は、県法規集掲載事項)

ページ

察職員とする

(公安委員会に報告すべき事項)

放置違反金等の欠

◎道路交通法実施規程の一部を改正する規程

警察本部告示

●香川県警察本部告示第十九号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年十一月十日



平成 18 年

(徴収職員

施行細則第十一条の六第二項の規定により放置違反金等の滞納処分に関す

香川県知事

第十二条の二 る事務に従事させるために指定する職員(以下「徴収職員」という。)は、

11月10日(金曜日) から香川県事務吏員に併任を命じられた香川県警察本部交通部交通指導課に勤務する警

 \bigcirc

第四章の

放置違反金等の滞納処分

2 第十二条の四 第十二条の三 ては、 るものの処理に関する事項については、香川県公安委員会(以下「公安委員会」という。) 損処分に関する事項及び放置違反金等の滞納処分の事務に関し重要又は異例と認められ に報告するものとする。 (滞納処分着手の手続等) 香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、

の経過の要旨を明確に記載し、その内容を警察本部長に報告するものとする。 前項の規定により滞納整理票の交付を受けた徴収職員は、その滞納整理票に滞納整理 滞納整理票を作成し、これを当該徴収職員に交付するものとする。 警察本部長は、 徴収職員が放置違反金等の滞納処分に着手する場合におい

(滞納処分に関する書類の様式)

正する。

道路交通法実施規程(平成十二年香川県警察本部告示第十九号)の一部を次のように改

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

香川県警察本部長

山

田

尚

義

第十二 一条の五 放置違反金等の滞納処分に関し使用する書類は、次に掲げるものとする。

- 差押調書 (別記様式第一号)
- 債権差押通知書(別記様式第二号)
- 担保権付債権差押通知書(別記様式第三号)
- 兀 差押通知書 (別記様式第四号)

納処分(第十二条の二―第十二条の五)」に改める。

第三条第一項中「第四号ホ⑶」を「第四号ホ⑷」に改め、同条第二項中「第四号ホ⑹」

同条第三項中「第四条第一項第四号ホ⑷」を「第四条第一項第

十二条

目次中

「第四章

駐車許可(第九条―第十二条)」を

第四章 第四章の二

駐車許可(第九条

第

放置違反金等の滞

- 五. 差押書 (別記様式第五号)
- 六 交付要求書 (別記様式第六号)
- 七 交付要求通知書(別記様式第七号)
- 八 参加差押書 (別記様式第八号)
- 九 参加差押調書 (別記様式第九号)

改め、同条第二号中「第四条第一項第四号ホ4及び5」を「第四条第一項第四号ホ5及び

第四条第一号中 「第四号ホ(1)から(3)まで及び(6)」を 「第四号ホ(1)から(4)まで及び(7)」に

(6) に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

香

Ш

県

報

平成十八年十一月十日

四号ホ5」に改める。

を「第四号ホワ」に改め、

- 参加差押通知書(別記様式第十号)
- + 売却決定通知書 (別記様式第十一号)

則 司 送 十 学 1 旦	(201)	(笠19夕の	□ 関(核)
別記様式第1号	(ての1)	(弗仏条の	5 斜 徐

(動産・有価証券用)

年

月

日 旬

							差		押		調	書						
												香川		孫夷	、部交通 頁 (併		月 通指	日 導課 ⑪
7	記のと	こおり) 、	放置法	建反	金等を	徴収	する	ため、	財産	産を差し	押さえ	.る。					
滞納者	住()		所名															
科	放置:			款	諸	収入	項	延	[滞金、	加	算金及び	過料等	等	目	過料	等	節	過料等
目	延	滞	金	款	諸	収入	項	延	滞金、	加	算金及び	過料等	等	目	延滞	金	節	延滞金
	年度		違	反	番	号		納	朝限		放置違反	金の智	額	延	滞金の智	須	摘	要
滞													円			円		
納金額																		
	名			称	3	数量	所	在	封印数	汝	名		称		数量	所	在	封印数
差押財産																		
め捜	内処分の 関索した くは物								搜 ? 日I		£	Ę.	月	日	午前 午後 午前 午後		時時	分から 分まで
<u>_</u>	こ記の推	捜索に	こ立	ち会い (: 'ر	差押調	書謄	本を	 受領し)	まし	した。							P
差	差押調 書	書謄2	k (捜索で	を受	けた者	あて) を	受領し)	まし	した。							P
	二記差排	甲調	書謄	本記載	載の	差押財 殿	産の	保管	を命じ	まっ						年	月	В
												香川		移す	ぶ交通 受員(併		通指	算課 ⑪

注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この調書の作成の日までのものです。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

上記差押財産は、通知のあるまで無償で保管します。

Ш

県

報

l m
יעו

													(債権
						差	押	調	書 				
											í	手 丿]
											上部交通		i 導課
										·爭務5 氏名)	巨員 (併作	士)	(
٦	「記のと	おり、	放置流	違反金	等を	徴収 [、]	するため、	財産を差し					*
带	住(居)所											
帯呐者	氏	名											
砂	放置違	反金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び	が過料等	目	過料等	節	過米
1	延滞	金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び	『過料等	目	延滞金	節	延清
	年度	違	反	番	号		納期限	放置違反	を金の額	延	滞金の額	į į	商
带									円		İ	刊	
的金													
領													
	債務者	首自	: (居)所						氏	名		
差甲													
青													
奞													
履	行 期 []	艮											
٠.	4 Литзы ⊒•т	146 /	ME/sL	+v -1	\	ᅑᄶ) .b) b						
크	6.押调 音》	営 本(/帝科	百めく) と	文 領	しました。						
								年	月	日	()
													(1
債	責権差押決	通知書	(第2	三債務	者あ	て)	を受領しま	した。					
								年	月	日	()
								-T	/1	Н	`		,

口(三)	(200000)	(第12条の 5 関係)	(滞納者用)
加武林大弗上方	(そり) / りり口)	(事1/余0)5 (第1余)	

(債権用)

差	押	調	書
	3.1	143	

この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。

年 月 日

香川県警察本部交通部交通指導課 香川県事務吏員(併任)

(職・氏名)

下記のとおり、放置違反金等を徴収するため、財産を差し押さえる。

滞	住(扂	引所										
滞納者	氏	名										
科	放置遠	建反金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
目	延浩	带 金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
	年度	違	反	番	号		納期限	放置違反金の額	延	滞金の額	指	商 要
滞								円		円		
納金												
額												
k	債務	者住	:(居)所					氏	名		
差 押		·								·		
債 権												
惟												
履	行 期	限										

注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この調書の作成の日までのものです。

Ш

県

報

7	$\overline{}$	•

近 滞 金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 延滞金 節 至 年度 違 反 番 号 納期限 放置違反金の額 延滞金の額 摘 円 円 円							差	押	調	書				
香川県事務吏員 (併任) (職・氏名) 下記のとおり、放置違反金等を徴収するため、財産を差し押さえる。 住 (居) 所												年	月	日
(職・氏名) 下記のとおり、放置違反金等を徴収するため、財産を差し押さえる。 住 (居) 所 氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 過料等 節 通 延滞金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 延滞金 節 至 年度 違 反 番 号 納期限 放置違反金の額 延滞金の額 摘 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円													泛通指	導課
下記のとおり、放置違反金等を徴収するため、財産を差し押さえる。 住 (居) 所														
# 付 (E) 所 氏 名 1										(職・月	氏名)			A
氏 名	7	記のと	おり、	放置	違反金	等を	徴収、	するため、	財産を差	し押さえる。				
者 氏 名		住(周	居)所											
日 延 滞 金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 延滞金 節 延滞金の額 摘 円 円 円 円 円 円 円 円 円		氏	名											
本度 違 反 番 号 納期限 放置違反金の額 延滞金の額 摘 円 円 円 円 円 円 円 円 円	科	放置返	韋反金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及	び過料等	目	過料等	節	過料
# P P P P P P P P P P P P P P P P P P P	Ħ	延浩	节金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及	び過料等	目	延滞金	節	延滞
常的 金 額 差 押		年度	違	反	番	号		納期限	放置追	草反金の額	延	滞金の額	揺	新 罗
金 類 差 押										円		円		
差 押	金													
差 押 財	額													
押														
甲							·							
押	4 4-													
·														
	含	é押書((滞納者	あて)) を受	:領し	まし	た。						
差押書(滞納者あて)を受領しました。									:	年 月	日	()
差押書(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日(Á

別記様式第1号(その3)(第12条の5関係)

							差	押	調	書				
												年	月	В
												部交通部交	で通指	導課
												[員(併任)		6
_	に討め	しょ	ta In	妆罢 `	吾后之	·	独山豆、	ナスため	財産を差し	(職・」				A
				<u> </u>	坐 汉 亚	.ব ৫	1341	9 87280	別座で左し	1中 C んる。)			
滞納	住(居)所											
者	氏		名											
科	放置	達	反金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び	過料等	目	過料等	節	過料
目	延	滞	金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び	過料等	目	延滞金	節	延滞
	年度	:	違	反	番	号		納期限	放置違反	金の額	延済	帯金の額	揺	j 男
\## <u></u>										円		円		
滞納														
金額		-												
HSX														
差														
押財														
産														
3	上	書服	巻本 (滞納	者あて) を	受領	しました。						
						, -		- •	3	年 月	日	()
														E
ي_	6畑)净	4n≡	主 / 学	二佳	农) to	受領しまし	+-					
2	亡1中世)	小山主	ョ (炉	— □貝4	力 目 守	· 00) () E.	文限しまし		年 月	日	()
										, 4		•		, E
														_

Ш

県

報

平成十八年十一月十日

年 月 日

第三債務者 住(居)所

殿

香川県警察本部交通部交通指導課 香川県事務吏員 (併任)

(職・氏名)

下記のとおり、放置違反金等を徴収するため、債権を差し押さえますから、履行期限までに本職 あて支払ってください。この通知を受けた後に債権者に対して支払っても、その支払は無効です。

滞如	(債権	住	(居)	所											
滞 納 者	惟者)	氏		名											
彩	ļ	放	置違	反金	款	諸収	入	項	延滞金、	加算金及び	過料等	目	過料等	節	過料等
B		延	滞	金	款	諸収	入	項	延滞金、	加算金及び	過料等	目	延滞金	節	延滞金
	年	度		違	豆	番号	<u>=</u>	ž	納期限	放置違反金	金の額	延	帯金の額	揺	更 要
滞											円		円		
納金															
額															
差	信	務	Þ.	住()	居)原	近					氏 名				
押債権						·						·			
層	行	ĦH K	思												

腹 行 期 限

注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

八

Ш

県

別記様式第3号(第12条の5関

担保権付債権差押通知書

年 月 日

担保権設定者 住(居)所

殿

香川県警察本部長 印

下記のとおり、滞納者の放置違反金等を徴収するため、担保権付債権を差し押さえました。 国税徴収法第64条の規定により通知します。

滞納	住(居)所											
者	氏	名											
科	放置違	反金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過	掛等	目	過料等	節	過料等
目	延滞	金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過	過料等	目	延滞金	節	延滞金
	年度	違	反	番	号		納期限	放置違反金	会の額	延	滞金の額	指	海 要
滞									円		円		
納金													
額													
	債務者	首住	三(居)所					氏名	名			
差押													
債権													
	差押年	月日											
履	行 期	限											
沙子玄	& 「 フ ば、	世への	佐石 上 。	相用)~ 4日	D.Y.J.	人好	ルーフの塔を	中書の佐母の	ロナベ	D 4 0	ハベナ		

|延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。

Ш

県

報

 $\overline{}$

					差	押	通	知	書				
第	第三債務 住(居										年	月	日
						殿							
									香川県 (職・F	事務す 氏名)	×部交通部タ 更員(併任)	を通指	印
			放置注	違反金等を 	徴収、	するため、	財産	至を差し!	押さえます	ナ。 			
带内旨	住(E ——— 氏	i) 所 ——— 名											
—	放置道		款	諸収入	項	延滞金、	、加拿	算金及び	過料等	目	過料等	節	過料等
]	延滞	劳 金	款	諸収入	項	延滞金、	、加拿	算金及び	過料等	目	延滞金	節	延滞金
	年度 違		反	番号		納期限	放置違法		を金の額	延	滞金の額	揺	j 要
带									円		円		
内仓													
頂													
色 甲													
甘													
主意	意 「延	滞金の	額」	闌に掲げた	金額	は、この通	鱼知書	書の作成	の日までの	りもの)です。		

Ш

県

別記様式第	第5号	(第12条の	5	関係

(不動産、自動車、第三債務者等がない無体財産権等用)

差 押 書

> 年 月 日

滞納者

住(居)所

殿

香川県警察本部交通部交通指導課 香川県事務吏員 (併任) (職・氏名)

(H)

下記のとおり、放置違反金等を徴収するため、財産を差し押さえます。

滞納	住(扂	音) 所										
者	氏	名										
科	放置遠	起反金	款	諸収入		項	延滞金、	加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
目	延浩	劳 金	款	諸収入		項	延滞金、	加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
	年度	違	反	番号	1		納期限	放置違反金の額	延	滞金の額	揺	要 要
滞								円		円		
納金												
額												
差押												
財産												
沙支	 ☆) 世 人 の '	ks 4	囲)~相)で)	少石	ローフの苦!	田書の佐代の日まで	D + 0	ンベナ		

注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この差押書の作成の日までのものです。

Ш

県

報

別記様式第6号(第12条の5関係)

交 付 要 求 書

年 月 日

執行機関名

殿

香川県警察本部長 印

下記のとおり、放置違反金等を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求をします。

滞納	住(扂	音) 所										
者	氏	名										
科	放置遠	起反金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
目	延浩	带 金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
	年度	違	反	番	号		納期限	放置違反金の額	延	滞金の額	法定	区納期限等
滞								円		円		
納金												
額												
交付要求に係る財産又は事件名												
	執行榜	護関名						差押年月日				

注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この要求書の作成の日までのものです。

別記様式第7号	(その1)	(第12条の	5 関係)

交付要求通知書

年 月 日

滞 納 者 住(居)所

殿

香川県警察本部長 印

下記のとおり、放置違反金等を徴収するため、交付要求をしました。 国税徴収法第82条第2項の規定により通知します。

滞納	住(周	引)所										
者	氏	名										
科	放置達	韋反金	款	諸収	入	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
目	延浩	带 金	款	諸収	入	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
	年度	違	反	番	号		納期限	放置違反金の額	延	滞金の額	法定	区納期限等
滞								円		円		
納金												
額												
交付要求に係る財産又は事件名												
	執行榜	幾関名						差押年月日				
33.3	% F7:T	· A ₩	<i>de</i> at I J	間り~上口:	, 1° L	人品式) L 7 A 13 A	**************************************	n) a	~ L		

注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。

Ш

県

報

別記様式第7号	(702)	(第12条の	5 関係)

交付要求通知書

年 月 日

権利者等

住(居)所

殿

香川県警察本部長 印

下記のとおり、放置違反金等を徴収するため、交付要求をしました。 国税徴収法第82条第3項の規定により通知します。

住(居	引) 所										
氏	名										
放置遠	起反金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
延清	步 金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
年度	違	反	番	号		納期限	放置違反金の額	延	滞金の額	法定	2納期限等
							円		円		
										•	
劫行	機関夕						芝畑 任 日 口				
							左111十八日				
	年月日										
	氏 放置 清 執 年度 執行	放置違反金延滞金年度 違	氏 名 宗 款	氏 名	氏 名 放置違反金 款 諸収入 年度 違 反 番 号 場合 執行機関名	氏 名	氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、 延 滞 金 款 諸収入 項 延滞金、 年度 違 反 番 号 納期限 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 年度 違 反 番号 納期限 放置違反金の額 円 本行機関名	氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 年度 違 反番号 納期限 放置違反金の額 延 執行機関名 差押年月日	氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 過料等 延滞金 凍 長 新期限 放置違反金の額 延滞金の額 中 上 日 日 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 一 日 一 一 日 一 一 日 一 一 日 一 一 一 日 一 一 一 一 日 一 一 一 一 日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 日 一 一 一 一 日 一 一 一 日 一 一 一 日 上 上 日 上 上 日 上 上 日 上 上 日 上 上 上 上 上 上 上 <td>氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 運 延滞金、加算金及び過料等 目 通料等 節 延滞金 款 諸収入 項 運 延滞金、加算金及び過料等 目 延滞金 節 年度 違 反 番 号 納期限 放置違反金の額 延滞金の額 法元 円 円 円 円 執行機関名 差押年月日</td>	氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 運 延滞金、加算金及び過料等 目 通料等 節 延滞金 款 諸収入 項 運 延滞金、加算金及び過料等 目 延滞金 節 年度 違 反 番 号 納期限 放置違反金の額 延滞金の額 法元 円 円 円 円 執行機関名 差押年月日

注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。

Ш

別記様式第8号	(第19条の5	即亿
別記俅式場 8 万	(場12余り)	

参	加	差	押	書

年 月 日

執行機関名

殿

香川県警察本部長 印

下記のとおり、放置違反金等を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをします。

滞納	住(扂	引所										
者	氏	名										
科	放置遠	建反金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
目	延浩	带 金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
	年度	違	反	番	号		納期限	放置違反金の額	延	滞金の額	揺	要
滞								円		円		
納金												
額												
参												
加												
差												
押												
財												
産												
	執行	機関名						差押年月日				

注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この参加差押書の作成の日までのものです。

別記様式第9号(第12条の5関係)

参加差押調書

年 月 日

香川県警察本部長 印

下記のとおり、放置違反金等を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをする。

滞納	住(扂	引 所										
者	氏	名										
科	放置追	建反金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
目	延浩	带 金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
	年度	違	反	番	号		納期限	放置違反金の額	延	滞金の額	掮	更 要
滞								円		円		
納金												
額												
参												
加												
差												
押												
財												
産												
	執行	·機関名						差押年月日				

別記様式第10号	(その1)	(第12条の	5 関係)

参加差押通知書

年 月 日

滞 納 者 住(居)所

殿

香川県警察本部長 印

下記のとおり、放置違反金等を徴収するため、参加差押えをしました。 国税徴収法第86条第2項の規定により通知します。

滞納	住(周	引所										
者	氏	名										
科	放置道	韋反金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
目	延差	带 金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
	年度	違	反	番	号		納期限	放置違反金の額	延	滞金の額	揺	菊 要
滞								円		円		
納金												
額												
参												
加												
差押												
лт 財												
産												
	 執行	機関名	,					差押年月日				
注意	·	滞金の	額」	欄に掲	げた	金額	は、この通知	和書の作成の日までの	りもの	つです。		

Ш

県

報

別記様式第10号	(702)	(第12条の 5 関係	ŝ)

参加差押通知書

年 月 日

権利者等

住(居)所

殿

香川県警察本部長 印

下記のとおり、放置違反金等を徴収するため、参加差押えをしました。 国税徴収法第86条第4項の規定により通知します。

住(扂	引) 所										
氏	名										
放置遠	建反金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
延浩	节 金	款	諸収	八	項	延滞金、	加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
年度	違	反	番	号		納期限	放置違反金の額	延	滞金の額	掮	万
							円		円		
					·						
執行	機関名						差押年月日				
多加差押	年月日										
	氏 放置達 清 年度	放置違反金	氏 名 放置違反金 款 延 滞 金 本度 違 反	氏 名 放置違反金 款 諸収 延 滞 金 款 諸収 年度 違 反 番 執行機関名 執行機関名 </td <td> 氏 名 放置違反金 款 諸収入 延 滞 金 款 諸収入 年度 違 反 番 号 執行機関名 </td> <td>氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延 滞 金 款 諸収入 項 年度 違 反 番 号 日</td> <td>氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、 延滞金 款 諸収入 項 延滞金、 年度 違 反 番 号 納期限 執行機関名 執行機関名</td> <td>氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 延滞金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 年度 違反 万番号 納期限 放置違反金の額 円 執行機関名 差押年月日</td> <td>氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 延 滞 金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 年度 違 反 番 号 納期限 放置違反金の額 延 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日</td> <td>氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 延滞金 延 滞 金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 延滞金の額 年度 違 反 番 号 納期限 放置違反金の額 延滞金の額 円 円 専行機関名 差押年月日</td> <td>氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 過料等 節 延滞金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 延滞金 節 年度 違 反 番 号 納期限 放置違反金の額 延滞金の額 邦 円 円 中度 違 反 番 号 納期限 放置違反金の額 延滞金の額 邦 円 円</td>	 氏 名 放置違反金 款 諸収入 延 滞 金 款 諸収入 年度 違 反 番 号 執行機関名 	氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延 滞 金 款 諸収入 項 年度 違 反 番 号 日	氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、 延滞金 款 諸収入 項 延滞金、 年度 違 反 番 号 納期限 執行機関名 執行機関名	氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 延滞金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 年度 違反 万番号 納期限 放置違反金の額 円 執行機関名 差押年月日	氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 延 滞 金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 年度 違 反 番 号 納期限 放置違反金の額 延 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日	氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 延滞金 延 滞 金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 延滞金の額 年度 違 反 番 号 納期限 放置違反金の額 延滞金の額 円 円 専行機関名 差押年月日	氏 名 放置違反金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 過料等 節 延滞金 款 諸収入 項 延滞金、加算金及び過料等 目 延滞金 節 年度 違 反 番 号 納期限 放置違反金の額 延滞金の額 邦 円 円 中度 違 反 番 号 納期限 放置違反金の額 延滞金の額 邦 円 円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。

別記様式第11号(その1) (第12条の5関係)

Ш 売 却 決 定 通 知 書 年 月 日 買 受 人 住(居)所 殿 香川県警察本部長 印 下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。 国税徴収法第118条の規定により通知します。 住(居)所 滞 納 者 氏 名 数量 名称、性質及び所在 売却価額 売 却 し た 財 産 代金納付年月日 交 付 書 類 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。 九

Ш

県

報

別記様式第11号(その2) (第12条の5関係)

売 却 決 定 通 知 書

年 月 日

買 受 人 住(居)所

殿

香川県警察本部長 印

下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。あなたに下記の財産を引き渡しますから、保管者から受け取ってください。

国税徴収法第118条の規定により通知します。

買受	住(居),	新			
人	氏。	名			
滞納	住(居),	新			
名者	氏	名			
		名称、性	質及び所在	数量	売却価額
売却した財産					
	保管者	住(居)所		氏 名	
,	代金納付	十年 月 日			
交付書類					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

 $\frac{\vec{}}{\circlearrowleft}$

Ш

県

別記様式第11号(その3) (第12条の5関係)

			売	却	決	定	通	知	書							
穿	第三債務者等 住(居)所		殿							香	川県警	年察本		月	H FII	
	下記のとおり、打 国税徴収法第122						0									
買受	住(居)所															
人	氏 名															
滞納	住(居)所															
者	氏 名															
		名称、性	質及び所	在					数	量		売	却(西 客	頂	
売却した財産																
,	代金納付年	月日						·								
交付書類																
備考	用紙の大きさ	は、日本工	業規格 A タ	刊4 1	番と	する。	,									

Ш

県

報

別記様式第12号	(第12条の 5 関係)

			配	当	計	算	書					
										年	月	日
									香川県警	察本部.	훗	印
	「記のとおり、 国税徴収法第13				を作る。							
滞納	住(居)所	ŕ										
者	氏 名	1										
	換值	断財産等の	名称、数量	、性質及	なび所在				金		i	額
受												円
入												
	債権者の住 及び氏名	(居) 所	香川県警 した債権	察本部县 額	長が確認	2,	配当师	頂位	配当	金 額	俳	莆 考
支						円				円		
出												
		残余金((へ交付	4)			円		
換	価代金等の		期		日				場		戸	斤
交	付		年 月	日午前	・午後	時	 分					
注意	Ī											_

- 1 交付期日には、この計算書及び印章を持参してください。
- 2 代理人が受領する場合は、債権者の委任状を持参してください。

香 強 拿 交付要 交付要求に係る 差押に係る 表 私債権 求に係 換価財産 Ш 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。 国税、地方税 徴収金 る公課 県 N 砉 受付年月日 売 掛 報 債権者の住(居)所及び氏名 0 米 汐 定 街 湽 檶 菸 平成十八年十一月十日 交付要求機関 侢 侢 敗 ψ Д Д 0 Ш Ш 街 債権の種類 税 樊 Ш 配当計算書附属書類(滞納者 444 Ш 担保権等の 設定年月日 法定納期限等 法定納期限等 残 鬥 余 Щ 香川県警察本部長が確認した 金 額 香川県警察本部長が確認した 金 額 (t) \oplus (#) 能 绺 $\Box \triangleright$ \Leftrightarrow へ交付) 盤 <u> ⊒</u>₩. 丑 田 丑 順便 企业 型 河 位 配順当位 配当金額 受人金額 配当金額 配当金額 \mathbb{H} 丑 丑 丑 丑 田 備光 推卷 無光 無光

Ш

県

報

_	
_	
IJ	ı

					捜	索	調	書				
										年	月	日
										本部交通部 多	を通指	導課
								香川県で		戸員(併任)		(FI)
								(माग्र, -)	N ₍₁₎			(H)
				処分のため	、下	記のとおり	捜索した	から、国税	徴収	法第146条第	第1項	の規定に
) この調		る。 									
帯納者	住(居											
	氏	名 ———	款	= ±xıl\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	15F	7.4.) (上)	to 公五	とった。日本小女		/旧本/ 次	Asta:	加机袋
科 目	放置运		款款	諸収入諸収入	項項			ひ過料等 	目目	過料等 	節節	過料等 延滞金
_	年度	金	反	番号	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	納期限		を		滞金の額	報	
帯	十尺	進		ザ ケ 		州北州		単尺並の領	<u> </u>	伸並い領 円	112	女
納												
金												
額												
H.F.												
IK.												
捜	索した均	場所又										
		場所又										
捜		揚所又						午前		時 分	から	
捜はは					年	月	日	午前 午後 午前				
捜はは	物				年	月	B	午後			から	
捜はは	物				年	月	B	午後 午前				
捜渉	物				年	月	B	午後 午前				
捜は、捜備	物				年	月	B	午後 午前				
捜は、捜備・考	索した	: 日時	ち会に	い、捜索調		月		午後 午前				
捜は、捜備・考	索した	: 日時	ち会に	い、捜索調				午後 午前				
捜は、捜備・考	索した	: 日時	ち会い)、捜索調				午後 午前				
捜は、捜帯・考し、	索した上記の捜	: 日時			書謄	本を受領し	ました。	午後 午前				(FI)
捜は、捜帯・考し、	索した上記の捜	: 日時			書謄		ました。	午後 午前	H	時 <i>分</i>		

			搜	索	調	書					
								年	月		
						香川県	具警察本部交 具事務吏員(氏名)		通指導	津課 (
	(置違反金等の滞線) この調書を作る。		め、下記の	のとおり	捜索した	たから、国	党徴収法第1	46条第	1項の	規定	
滞納	住(居)所										
者	氏 名										
捜	素した場所又物										
捜	索した日時		年	月	日	午前 午後 午前	時		から		
						午後	時	分 	まで		
下記の財産を占有した。											
考											
上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。											
						()		(
捜索調書謄本(捜索を受けた者あて)を受領しました。											
						年 月	日 (
	上記搜索調書謄本記	7 裁の肚本の) 但 生 と	シドナナ							

香川県警察本部交通部交通指導課香川県事務吏員(併任) (職・氏名) 印
上記財産は、通知のあるまで無償で保管します。
年月日

			捜	索	調	書				
								年	月	日
						香川県	!警察本部タ !事務吏員 エタ)		通指導	課 卵
						(職・	氏名)			(FI)
	(置違反金等の滞約	対処分のため	、下記の	のとおり打	捜索した	こから、国和	兑徴収法第	146条第 1	頃の	規定に
より	この調書を作る。									
帯納	住(居)所									
者	氏 名									
捜索は特	素した場所又物									
捜	索した日時		年		日	午前午後	時	分か	۰ <u>6</u>	
			·	, •		午前 午後	時	分ま	で	
	下記の財産を	搬出した。								
備										
н										
考										
上	:記の捜索に立ち会	(い、捜索調	書謄本を	を受領しる	ました。	/		\		
						()		(FI)
搜	搜索調書謄本(搜索	戻を受けた者	あて) を	を受領しま	ました。					
						年 月	日 ()

香	こ の
Щ	規程は、
県	平平
報	成 十 八
	年十一
平成	月十二
十八年	この規程は、平成十八年十一月十日から施行する。附 則
十一	施行す
平成十八年十一月十日	る。
(号外)	
外	
一七	

